

## 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の投票について

新型コロナウイルス感染症で自宅療養されている方は、外出自粛要請期間中に郵便等を用いて投票する制度（特例郵便等投票）により、選挙権を行使することができます。

なお、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、マスクの着用など、自主的な感染予防対策を徹底いただくことを前提に、投票所において投票することは、必要最小限の外出として差し支えないとされています。

### 1 特例郵便等投票の対象となる方

投票用紙等の請求時点（下記4のステップ2時点）において、**外出自粛要請期間が、選挙の告示の日の翌日から選挙期日までの期間にかかると見込まれる方**

### 2 投票できる期間

選挙の告示（告示）の日の翌日から選挙期日前日まで

※市区町選挙管理委員会への郵送日数を考慮し、早めに郵送してください。

### 3 投票する場所

ご自宅などの現存する場所

### 4 投票手続

#### ステップ1（投票用紙請求の事前連絡） ※公示（告示）前から手続き可能です

お住まいの市区町選挙管理委員会（選挙人名簿に登録されている必要があります）あて、特例郵便等投票制度を利用したい旨を電話連絡してください。自宅あてに「**投票用紙の請求書等**」が送付されます。

※県選管ホームページに「投票用紙の請求書等」を掲載していますので、印刷して入手することもできます

#### ステップ2（投票用紙等の請求） ※公示（告示）前から手続き可能ですが、請求は期日4日前の17時

必着です

選挙管理委員会から送致された投票用紙の請求書等について、

①請求書に必要事項を記載し、

②保健所等から交付された**就業制限通知書**を添付し、

※保健所等から文書が交付されていない場合や、医療機関を受診せず自ら検査キットで陽性を確認し、健康フォローアップセンター等に登録した場合など、添付ができない場合は、その理由を請求書に付記する

③これらを**送致用封筒**に封入し、更に**ファスナー付の透明ケース**等に封入して、親族や知人等にポストへの投函を依頼してください。

#### ステップ3（特例郵便等投票（投票用紙への記入・郵送））

選挙管理委員会から投票用紙等が送致されますので、

①投票用紙に**候補者名**を記入し、

②投票用紙を**内封筒**に入れて封をし、

③**内封筒**を外封筒に入れて封をしてから、表面に投票を記載した年月日及び記載場所（自宅住所）を記入し、氏名欄に署名をしてください。

- ④外封筒を送致用封筒に入れて封をします。(選挙の種類ごとに①～④を繰り返す)
- ⑤送致用封筒をファスナー付の透明ケース等に封入して、親族や知人等にポストへの投函を依頼してください。

## 5 投票に当たっての注意事項

- (1) 投票用紙への記入時は、手指を消毒し、マスク、手袋を着用してください。また、透明ケース等の表面を消毒してから投函してください。
- (2) ステップ1の事前連絡をせずに、ご自身でホームページから、請求書と市区町選管の宛名ラベルを入手して請求することもできます。その場合、郵送に必要な封筒や透明ケース等はご自身でご用意ください。
- (3) 特例郵便等投票制度は、郵便等を利用した投票方法になりますので、一連の手続きに日数がかかるため、ステップ1の事前連絡は早めに行ってください。  
 なお、投票用紙等の交付後、外出自粛要請終了後に特例郵便等投票制度によらず、投票所や期日前投票所で投票しようとする場合には、投票用紙等を返還する必要があります。
- (4) 郵送経費は選挙管理委員会が負担しますので、封筒に切手を貼らないでください。
- (5) その他不明なことは、兵庫県選挙管理委員会またはお住まいの市区町選挙管理委員会にお問い合わせください。(別添問い合わせ先一覧をご参照ください)

### 【参考：特例郵便等投票のイメージ】

#### ステップ1



選挙人は市区町選挙管理委員会に特例郵便投票したい旨を電話

HPから、請求書と市区町選管の宛名ラベルの入手もできます。その場合、封筒、透明ケースはご自分で用意ください



市区町選挙管理委員会

請求書、封筒、透明ケースを自宅に郵送

#### ステップ2



請求書等を市区町選挙管理委員会に郵送等し、投票用紙等を請求

郵送の際は、請求書等を封入した封筒を透明ケースに密封し、親族・知人等が表面を消毒の上、ポストに投函してください



市区町選挙管理委員会

投票用紙、封筒、透明ケースを自宅に郵送

#### ステップ3



投票用紙等に記入し、市区町選挙管理委員会へ郵送

郵送の際は、投票用紙等を封入した封筒を透明ケースに密封し、親族・知人等が表面を消毒の上、ポストに投函してください



市区町選挙管理委員会